

令和5年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第2回東彼杵町議会定例会は、令和5年6月12日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主任書記	山下 美華 君
--------	--------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	発委第3号	議会広報編集特別委員会設置に関する決議
日程第4	議案第33号	東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第34号	東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第35号	東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第40号	東彼杵町教育委員会委員の任命について
日程第8	議案第41号	東彼杵町副町長の選任について
日程第9	報告第4号	専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
日程第10	報告第5号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第 11 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))
- 日程第 12 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 13 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 14 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 15 報告第 10 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 16 報告第 11 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 17 報告第 12 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 18 報告第 13 号 事故繰越しに関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 19 報告第 14 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町水道事業会計)
- 日程第 20 報告第 15 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計)
- 日程第 21 報告第 16 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計)
- 日程第 22 報告第 17 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計)
- 日程第 23 議案第 36 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 24 議案第 37 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 議案第 38 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 議案第 39 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 27 報告第 18 号 協定の締結に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託
に関する協定)
- 日程第 28 請願第 1 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願

6 散 会

開 会（午前 10 時 01 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元にお配りしましたとおり提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、陳情第 2 号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」、陳情第 3 号「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」は、配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和 5 年第 2 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今議会におきまして、条例の一部を改正 3 件、専決処分の報告 8 件、補正予算 4 件、教育委員会委員の任命 1 件、副町長の選任 1 件、繰越明許費 3 件、事故繰越し 1 件、予算繰越し 2 件、協定の締結・報告 1 件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

最初に、コロナの感染状況でございますが、役場職員の感染も、今 2 名発生をいたしております。マスクの着脱につきましては、状況に応じて個人の判断に任せておりますが、窓口の来客の方は、まだマスク着用の方が多くございますので、随時対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、配布をいたしております資料の中から主なものをご説明をいたします。

3 月 19 日、消防第 4 分団詰所完成祝賀会が行われました。

今まで、手狭な中で団員の方々には、大変ご苦勞をおかけし、活動にも支障を来たしておりましたが、新詰所は、消防車の車庫も含め、サイドの余裕や、そして詰所での会議など活動もしやすくなったとのご意見も伺っております。

3 月 25 日、河川公園やすらぎの里インクルーシブ遊具オープン式典を行いました。

子育て世代の方々から子どもたちの遊べる遊具がなく、他市町まで出かけなければならないとの意見がございましたので、今回の設置に至りました。

4月3日、町消防団長の辞令交付式を行いました。

前有川団長の退任による後任といたしまして副団長でありました浦修一さんを新団長として任命をいたしました。浦さんは、消防業務に精通されており、今後、防火・防災活動の陣頭指揮をとっていただきます。

4月13日、西九州茶連創立50周年記念式典が行われ出席をいたしました。同日初入札会も行われております。

4月16日、町消防団新入団員辞令交付式が行われましたが、年々団員の確保については厳しい状況でございます。

4月27日、川棚地区交通安全協会定期総会が波佐見町で行われ、郡内の事故発生件数など報告されました。

死亡事故、物損事故は減少はしているものの、速度に比例して重大事故に繋がっているとの報告がありました。本町としましても、本町地区など児童生徒の通学路においてゾーン30の指定で速度制限を行っていますが、依然として守らない車などがあり、今回、頒布の設置を行い路面段差によって速度を落とすような方法を探りたいと思っております。

また、他の地区では、オービスによる取り締まりなどを川棚署に依頼をしているところでございます。

5月1日、一ツ石郷にありますつわぶきの花で、グランピング施設ヴィラそのぎグランドオープンがあり出席をさせていただきましたが、キャンプ施設とは思われないような豪華なつくりとなっており、一戸ずつ温泉の風呂、アメリカ製のバーベキュー設備や、薪ストーブもあり、オープンから予約で満室になっているとのことでした。県外からのお客様が多く、町の交流人口にも寄与していただくとともに、入湯税につきましても年々増加をしており、令和4年度決算見込みで、約90万円超の見込みでございます。

5月16日から18日全国道路利用者会議並びに命と暮らしを守る道づくり全国大会が開催され、その後、地元選出国會議員へ継続した道路予算の確保と東彼杵道路建設の早期着手について要望を行っております。

5月28日、町消防団の水防研修会が、佐世保市消防局東彼出張所長を講師として招き開催され、活動の基本としてまず自分の命の安全確保を優先するなどの講演がございました。

6月2日、令和5年度の東彼杵道路建設促進期成会定期総会が開催され、環境影響評価に着手の見込みなど、少しずつではありますが進展が見られていますので、町議会の皆さまにも引き続きのご支援ご協力をお願い申し上げます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番議員、構浩光君、4番議員、吉永秀俊君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間に決定しました。

日程第3 発委第3号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。口木議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

おはようございます。

発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出の理由、議会の審議、活動等を広く住民に公開し、周知する目的の議会広報を発行するため、議会広報編集特別委員会の設置の必要性を認めたためであります。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記

1 名称 議会広報編集特別委員会

2 設置の根拠 東彼杵町議会委員会条例第5条

3 目的 議会の審議・審査の経過・結果及び議会活動を広く住民に周知するために、町民の声を聴き、その内容についても紹介し、より身近な議会となるよう議会広報紙の発行は欠かせないものであり、引き続き議会広報紙を発行するため。

4 定数 6名

5 調査の期間 調査が終了するまで。なお、閉会中も調査することができる。となっています。

以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、提出者に対して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ここで名簿配布のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時12分）

再開（午前10時13分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

このあと休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 14 分）

再 開（午前 10 時 20 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長に大安義和君、副委員長に構浩光君を決定しました。

日程第 4 議案第 33 号 東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 33 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 33 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、分限規定の見直しと処遇改善による団員数の減少を抑制するため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 33 号についてご説明いたします。人口減少の進展にともない消防団員の確保が喫緊の課題となっております。

今回の改正は、これに対応するためのもので、大きく 2 点ございます。

まず、1 点目は、町外に居住し、勤務地が町内である団員が転勤等により町外で勤務することになった場合、その身分を失うとしている人へを見直すもの。

2 点目として、更なる処遇改善策として訓練時の費用弁償の基礎単価を増額するものです。

新旧対照表 1 ページ、第 5 条資格条項をご覧ください。第 3 号に 6 か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者の規定を削除いたします。勤務やいわゆる単身赴任などの場合が該当いたします。

削除します理由が、次の第 6 条分限第 2 項をご覧ください。ここには、団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う場合とございます。

まず、第 1 号の改正は、前条第 3 号削除するため前条第 1 号に該当するに至ったときと改めます。

次に、第 2 号で、区域外に転住し、又は転勤した時の後に但し書きを追加いたします。ただし、

引き続き基本団員として従事する意思があり、かつ、消防団が勤務を必要と認める者は除く。といたします。

この規定によりまして、本人が団員を続ける意思があつて、かつ、消防団が認めれば、区域外に転住したり転勤したりした場合でも団員としての身分は失わないものとするものでございます。

次に、2点目の処遇改善に関する部分となります。第14条費用弁償をご覧ください。訓練等に参加した場合の費用弁償を2600円から3200円、600円を増額いたします。

次のページ、附則をお願いいたします。第1項で、公布の日を施行日としております。

第2項経過措置をご覧ください。この一部改正条例の施行前に改正前の第5条第3号規定に該当し、かつ、引き続き任用されている者は、新条例第6条第2項第2号の但し書きが適用されたものとみなすとしております。以上で、説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから、質疑を行います。質疑がある方はお願いをいたします。6番議員、大石俊郎君

○6番（大石俊郎君）

議案第33号について町長にお伺いします。3回しか質問できませんので、最初に3点、まとめてお伺いします。

提案の理由にありますように、今回、消防団員の分限規定の見直しと処遇改善を図るということが、今回条例改正案、非常に良い事だと私も思っております。特に、訓練手当を一日2600円を3200円に引き上げることにについては賛成の立場であります。

ですが、処遇改善を図るということであれば、更に訓練手当に加えて団員の年額報酬額3万6500円を引き上げるというお考えはなかったのかどうか。これは、私が先の3月の定例会の時に、町長は6月の定例会で年額報酬を引き上げるような意味合いの答弁をされましたので期待をしておったんですけど、今回、条例改正案に反映されていないのでお伺いしたいと思っております。これが第1点。

2つ目、5条(3)項を削除されたことと第6条(2)項に但し書き以降の文言が追加されたことによって、現在東彼杵町消防団員として勤務されている方が町外、あるいは転出された場合、例えばですよ、例えば仕事の都合上福岡市に転出されたとしましょう。事実上、その間消防団員としての活動ができない、非常に困難という状況に陥ってしまいます。本人が希望され、消防団員が認めたととしても消防団員の、東彼杵町の消防団員として在籍ができるということですからそういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。在籍できるということなんじゃないかな。たぶんそうだと思います。その点もう一回確認。

で、3つ目の質問です。転出された消防団員の方への年額報酬は支払われていくのでしょうか。この3点です。以上3点、町長お願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員の質疑にお答えいたします。

年額報酬の団員の引き上げにつきましては、検討いたしましたけれど、まず団長からずっと見直さなければいけないことになっております、今 28 万 8000 円でございますから。これは、そのまままだ移行する段階ではないということで、そのまま 3 万 6500 円になっているところでございます。

次の 2 点目でございますけれど、異動をされて団員の活動ができなくなるのではないかとということで、そういう予想もございますが、一番、身近にありましたのが、町役場職員が住所を移した時に団員を外れなければいけないような状況でございましたものですから、今度、こういう改定も含めてですね。それで、おまけに団員の幹部の方も他所に転勤などで異動をされておりますので、引き続き活動を明確にするためにそういうことを変えた状況でございます。

3 点目の年棒をどういう方法で支払うのかでございますが、先ほども、前回もお答えしましたように、団の協議の結果、一応消防団として団の方に振り込んで、そこからどういう対応をされるのか。団ごとをお願いをしているところでございます。以上でございます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

2 番目の質問について補足をさせていただきます。

今回の条例改定というのは、例えば大村市の東彼杵町寄りとか川棚とか、そういった町外に住まわれていて、勤め先が転勤で川棚になってしまったとか、大村の松原になってしまったとか。そういった場合に、東彼杵町の側ですぐ消防活動は従事できるんだけど、この規定上団員となることができないということで、そういった場合に消防団の身分をそのまま有することができるということで、職場も勤め先も、例えば川棚とか松原とかになった時に、そのまま消防団員であれば引き続き身分を有するということになります。例えば単身赴任で遠くに、福岡、東京あるかもしれません。その場合は休団制度という制度、休団制度というのがあって 3 年間を限度に休団を認めます。更に、その延長が必要であれば再度延長をするということで対応をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君

○6 番（大石俊郎君）

2 回目の質問です。

まず、最初に町長、それから総務課長答弁されたことについて、特に 2 番目の質問ですね。この辺のところ、条文は明確に条例に、今総務課長から説明があった大村とか川棚とか説明されましたよね。その辺のところは明確にうたわれていないということ。

それから休団を 3 年と説明がありましたけれど、その辺のところも条例として明確にうたっていないということ。これがもう少し条例として明確にうたう必要があるのではなかろうかなと思います。この辺がどうなのかということ。これが第一点ですよ。

次、今町長もちょっと最初答弁されましたけれど、消防基本団員の 3 万 6500 円、今回見直さなかった理由の一つに消防団長や分団長の報酬、川棚、波佐見と比較して破格な金額になっているんですね。川棚の消防団長より東彼杵町の消防団長の年額報酬は約 2 倍になっています。皆さんご存じでしょうけれど。

川棚町の団長は年額報酬 14 万 8700 円なんですね、東彼杵町の年額は 28 万 8000 円です。倍までいきませんが倍近く。波佐見町は 15 万 7000 円となっています。副団長、分団長も結構破格な金額になっています。

それが今回改正されていたんですけれど、国が定める交付税単価を基準にして 3 万 6500 円というのは基本団員の場合決まっていたんです。まだ 3 万 2000 円だったんですね、東彼杵町はですね。川棚、波佐見町は 3 万。川棚、波佐見町も基本団員の年収は 2 万 5500 円とか 2 万 6000 円とか、非常に厳しい査定になっているんですよ。だから、この辺が私は消防団員がなかなか応募してもらえない、ネックになっているのではないのかな。他にもありますよ、お伺いしたいことはあるんですけど、この辺の基本団員の年額報酬をとにかく引き上げてあげないと、なかなか消防団員になり手がないのではないのかなという観点で申し上げております。

もう一回お伺いします。団長や副団長の年額報酬、これを見直される考えはあるのかどうか。これが二つ目です。よろしいですか。

あと、消防団基本団員の年額報酬を逆に引き上げる、逆に引き上げるという考えはないのかどうか。

で、ですね、3 点目、消防団員の方が退団されて町外に転出された場合、隣の川棚町、波佐見町、大村市の対応はどのようになっているか、町長ご存じですかね。ちょっとその点、3 点目、以上お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。

条例の改正につきましては、今のところ、この今回提案をお願いをさせていただきましたところで明確にするところまで至っていないのですが、それも含めて、今回そういうことで 3 年とか決めておりますけれど、これは随時皆さま方のご意見をお聴きしながら検討、改正するところはしなければいけない。ただ、今回はこれをお願いをしたいということで提案をさせていただいています。

それから、28 万 8000 円、川棚町の 2 倍とおっしゃいますけれど、実は、東彼杵町は面積も川棚町の 2 倍ございます。火災だけではなくて風水害ですね、それから行方不明。結構動員数が多いんですよ。だからそういう活動も含めて団長責任の具合に応じて、ずっと昔から 28 万 8000 円は決められておまして、その辺が農業委員会の会長さんとか、ずっと決まって、教育委員長さんとか、昔ありましたけれど、そういうのが定着をしているところでございました。

報酬の改正につきましては、今回、特別報酬審議会もございましたけれど、消防団と協議をして、そういう意見が本当に出ているのかどうか、団員の皆さんから少ないと言われているのかどうか。皆さん方のご意見をお伺いをさせていただきたいと思っております。

3 点目は川棚町と大村市の、すみません、内容を把握できておりません。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君

○6 番（大石俊郎君）

ちょっと紹介しますね。町長、ご存じないということをおっしゃったので。

川棚は町外に出たら即退団です。川棚町から出た場合、東彼杵町であろうが大村市に出たら即退団となっています。

それから、大村市も同じ即退団です。ただし、大村市の場合は1年以内、さっき言った戻ってくるということであればその間休団として、休団。それで、報酬は未報酬。このようになっています。

波佐見町は基本的に退団。基本的に退団ということになっていて、1年以内に波佐見町に戻ることが可能性が高い場合は認めているということでもあります。

だから、基本的に退団、あるいは即退団。このように対応をとっている所は大半であって、だから、今回の条例改正案、非常にその辺のところは、高月課長、総務課長の方からあって、近隣のすぐ出動できる所であれば私も良いと思うんですよ、まだね。その辺のところはきちんと条例に定めていないので、その辺のところはしっかり定める必要があるのではないのかなと思っております。

で、ですね、最後の質問になってくるんですけど、私はですね、東彼杵町の消防団員として勤務や活動できない団員、この方が事実上おられるんですよ。本人から聞いているのですから、これは間違いない。遠くに行っていて、団員として、消防団員として勤務できていませんという方が1名ではないですよ、複数おられるんです。そういう方に対して、これが消防団に報酬を配るにせよ、あるいは消防団員の口座に直接振り込むにせよ、やはりこれは法的に問題点はないんですかね。事実上活動できない消防団員がおられる。その点を町長にお伺いしたい。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、休団は、うちも3年以内に戻ってくれば休団という制度を設けておりますので、よろしく申し上げます。

今まで、大石議員がおっしゃったように、ちょっと言葉は悪いですけど、そういう名目だけで、殆どこっちはいないということで検討をして、大分退団をさせていただいたんです。当然、理論的に消防団活動ができない。名前だけ登録されている方もいらっしゃいました。それは整理をさせてもらったんですが、まだ依然としていらっしゃれば、また団と、分団とも話し合いをして、意見も分団からも挙がりますので。そういうことで、きちんと決めなければいけないかなと思っておりますので。全く、本人がどうしてもできないということであればですよ、1年、例えばちょっと離れてでもちょっと帰って来て、休みの時などは活動、啓発活動とか。消防団は、実際火事とかなど消すだけではございませんから。啓発活動とか機械の整備とかですね。そういうのを含めて。全く来れない人の調査をさせていただいて、これはこちら側からお願いをせざるを得ないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

私も消防団の4分団の方に入っております、庶務班長をしておりました。その間、10年以上、

例えば報酬が付くと聞いておりました、幽霊団員は、10年以内にならないような場合に、分団長と協議をして退団をさせておりました。

今回、単身赴任者で行かれる場合、その辺で、先ほど休団3年、その間の3年間は報酬が出るのか出ないのか、この1点だけお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

球団の場合は無報酬です。出ません。以上です。

○——△——

了解しました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第34号 東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する
条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第35号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第5、議案第34号東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第35号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第34号東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、法の一部を改正に伴い、所要の変更を行う必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。

議案第35号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、国の要項改正に伴い、運営基準の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。いずれも、慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 34 号について補足説明をいたします。

この題名の東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の設置根拠である農村地域工業導入等促進法、これが平成 29 年に改正されておりました。本条例も速やかに一部改正をする必要がありましたが改正漏れとなっておりました。今回改正をお願いするものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

この法律は昭和 46 年に農村地域への工業の導入より、農業と工業の均衡ある発展を図る目的で制定されたものです。農振除外や農地転用の特例、税制上の特例、企業への低利融資など新措置が受けられる内容となっております。

平成 29 年の一部改正によって対象業種を工業だけに限らずサービス業等も加えるとともに、法律名を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、通称農村産業法と呼ばれておりましたが、改称されたものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。まず、法改正に伴い、題名を工業から産業に変えております。第 1 条の根拠法を改称後の法律名に改めております。

次に、第 2 条、組織に規定する審議会の構成に関し、第 3 号の工業関係を代表する者を商工業を代表する者に改めます。

次に、第 5 条では、会議の招集に関し、記載のとおり一部修正を加える形で改めております。

附則で公布の日から施行する。としております。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第 35 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

この条例改正は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育現場における設備や運営基準について国の基準及び実施要項が改正されたことに伴い、改正をするものです。

新旧対照表をご覧ください。第 6 条の 2、これは新設ですけれど、設備の安全管理、活動や日常生活における安全の指導、そして指導員の研修や訓練等に関する安全計画の策定とその実施に向けた研修、訓練の実施について新たに定義をされております。

2 ページをご覧ください。第 6 条の 3 も新設となります。頻発しております保育所等での送迎バスで発生した置き去り事故等を受けまして、利用者の所在把握等、その安全計画について義務付けた内容となっております。

続きまして、第 10 条の 3 項、放課後児童支援員の定義である研修についてでありますけれど、この研修の実施者について拡大をした改正内容となっております。

そして、3 ページ、第 12 条の 2 以降以上の新設条項につきましては、新型コロナまん延以降の不安定な事業所運営を踏まえまして、業務継続計画の策定やその実施に向けた訓練等を義務付けたものとなっております。

附則ですけれど、この条例の施行日は、公布の日から。そして、令和5年4月1日からの適用としております。

第2条におきましては、第6条に関する訓練や研修の実施について、令和5年度の経過措置を設けております。第3条におきましては、支援員の要件ですね、これについての研修期間の経過措置を設けております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いをいたします。6番議員、大石俊郎君

○6番（大石俊郎君）

議案第35号をお願いします。先ほど課長の方から説明がありましたように、やはり、子どものバス、これに伴ってこの改正されたと思うんですけれど、事業者にとって、これから安全計画とか業務継続計画とかいろいろ作らなければいけない、訓練もしなければならぬということで、非常に大変なノルマが、これは事故防止という観点から必要なことだと思うんですけれど。私が1つお伺いしたいのは、この中に町として、町長として、こういう安全計画とか衛生管理とか色んなことを含めて指導、監督するということはどこかに載っていましたかね。町が管理しなくても良いんですかね、これ。点検とか業務の内容についてですよ。その辺のところを、できるのかできないのか、まず一つ。町として関与できないという場合もあるでしょうし、法的に。逆に、町がある程度定期的にチェックを入れなくちゃいけないのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、県からそういう業務の依頼というか、そういう通達もありまして、町の職員も各現場に行きまして、そういう状況を確認をしたりしておりますので、条例がなくても町としてはそういう対応をとっているということでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号、議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、議案第35号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 40 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 7、議案第 40 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号東彼杵町教育委員会委員の任命について。

次の者を東彼杵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

1、任命する者の住所氏名等、住所 東彼杵町里郷。氏名 橋本茂子。

提案の理由は、東彼杵町教育委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。

橋本委員さんは、今、教育委員として今回 3 期目に入られますので、そのままお願いをしたいということで上程いたしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから質疑を行います。6 番議員、大石俊郎君

○6 番（大石俊郎君）

橋本茂子さんは、今回 3 期目ですね。橋本茂子さんの人物については、私申し分ないと思うんですけど、問題はこの 3 期目ということが 1 つと、1 つですよ。それから教育委員会の全体の構成を考えた場合、目の前に粒崎教育長もおられますけれど、校長先生を経験された方。あともう一人山口直登さんも校長先生あがり。今回、また橋本茂子さんになると 3 名、認定すればですよ、議会が認めればそういうことになります。5 名中 3 名の方が校長先生あがり。ちょっと偏っていないのかなというのが私の、この前も一回ありましたよね、前回もありました。

だから、私はその辺のところのバランス、保護者代表の方が現在1人ですよね、普通の、関係ない方が1人おられます。あと地域性も考慮しますと、どちらかと言うと、現在千綿地区が、この橋本茂子さんを入れれば2名、教育長はあれですからね、2、2、バランスは良いのかと思いますけれど。問題は、校長先生経験者に偏りすぎていないのかなというのが、私の。保護者代表の方が、見識者が千綿地区、彼杵地区、両方におられて教育委員会にいろいろ意見を提言される、あるいはされる方があったら良いのではないかなと。そういった人材を町長は当たられたのかどうか。人材がいなかったからこうなったのか。どうしても橋本茂子さんでないと駄目だったのか、その辺をちょっとお聞かせください。答弁しづらいところなんですけれどね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、教育委員として橋本先生は2期目されて3期目をお願いしているわけですが、非常に、学校教育、社会教育も含めてちょっと知識がいっぱいございますので、今回、学力向上につきましても教育委員等にもいろいろご提案をしてお諮りをしておりますので、専門的な知識から、そういうことでもう一回だけお願いをしたいということで提案をさせていただいておりますが、今後、今、大石議員がおっしゃったように保護者代表は1人出ておりますので、今後それも含めて、まず私が1つ考えておりますのは、女性が、うちは管理職もない、議員さんもいらっしゃらないということで、他所からも、こういうパーセンテージとはおかしいんですけど、ございますもんですから、なるべく女性の方でお願いで模索はするんですが、こういう町の状況で、非常にご遠慮なされるんですよね。役場の管理職もそうでございますけれど、県から来ていただいていたんですが1年でお帰りになられたという形で。なんとか女性の方を探しはしますけれど、今回は橋本先生が非常に適任だと思って提案をさせていただいておりますので、何卒ご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場出入口閉める)

○議長 (浪瀬真吾君)

ただいまの出席議員数は 7 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番、大安義和君及び 2 番、児玉隆行君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長 (浪瀬真吾君)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 (浪瀬真吾君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長 (浪瀬真吾君)

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長。

○事務局長 (井上晃君)

それでは読み上げます。1 番、大安義和議員。2 番、児玉隆行議員。3 番、構浩光議員。4 番、吉永秀俊議員。5 番、尾上庄次郎議員。6 番、大石俊郎議員。7 番、口木俊二議員。

○議長 (浪瀬真吾君)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (浪瀬真吾君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。1 番、大安義和君及び 2 番、児玉隆行君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長 (浪瀬真吾君)

それでは、投票の結果を報告します。投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 6 票、反対 1 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 40 号東彼杵町

教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

(議場出入口開ける)

日程第8 議案第41号 東彼杵町副町長の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第8、議案第41号東彼杵町副町長の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

東彼杵町副町長の選任について。

次の者を東彼杵町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

1、選任する者の住所氏名等、住所 東彼杵町蔵本郷。氏名 三根貞彦。

○——△——

議長。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時04分）

再開（午前11時04分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

提案の理由、副町長を選任するため、本案を提出するものでございます。

現在、三根貞彦副町長は1期目で、次2期目をお願いするわけでございますが、非常に役場の職務内容に精通をされておりまして、職務が非常に順調に進んでおります。

と申しますのは、私が外郭団体の色んな役職を仰せつかっておりまして、例えば、県の土地改良連合会の代表幹事、それから水道協会、それから共済組合、町村会の幹事等をですね。役場を離れる機会が多ございます。そして、また議員さんからも前回もありましたように私が外に出向いている活動をやよとということでございますので、安心して任せられておりますので、是非、三根副町長をお願いしたいと思って提案したわけでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで、質疑の前に副町長に退席をお願いします。

(副町長退席)

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 41 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口閉める）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は 7 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番、構浩光君及び 4 番、吉永秀俊君を指名します。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔ありません〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（浪瀬真吾君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。1 番、大安義和議員。2 番 児玉隆行議員。3 番、構浩光議員。4 番、吉永秀俊議員。5 番、尾上庄次郎議員。6 番、大石俊郎議員。7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。3 番、構浩光君及び 4 番吉永秀俊君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（浪瀬真吾君）

投票の結果を報告します。投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 7 票、反対 0 票、以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第 41 号東彼杵町副町長の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口開ける）

○議長（浪瀬真吾君）

副町長の入場を許可します。

（副町長入場）

日程第 9 報告第 4 号 専決処分に関する報告について
（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）

日程第 10 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 9、報告第 4 号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第 10、報告第 5 号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 4 号専決処分に関する報告でございます。東彼杵町税条例の一部を改正する条例。次に、報告第 5 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。以上 2 件の詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしくお願いたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第4号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日に施行されることになりましたので、東彼杵町税条例についても改正を行い、3月31日付で専決処分したものです。

それでは、配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

資料の表の左側、条項欄では上から1段目、第34条の9第2項配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除です。こちらは、森林環境税の導入に伴い規定の整備を行ったものになります。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用い、国税として1人年間1,000円を町が賦課徴収するものです。

同様に税条例の第38条や第41条以下につきましても、森林環境税の導入に伴い規定の整備を行っております。

次に下から2段目、第82条第1項種別割の税率になります。これは三輪以上の特別小型原付について、いわゆるキックボードになりますけれども、税率の区分を明確にしたものになります。

2ページをお願いいたします。上から4段目、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合になります。これは、年数の経ったマンションに大規模改修を行った場合について、固定資産税の特例が新設されたため規定の整備を行っています。

下から、5段目、税条例附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例になります。電気自動車等については、軽自動車税種別割が最初の1年ではありますが減額措置がございます。いわゆるグリーン化特例ですが、令和4年度までとなっております、3年間延長されることとなったため改正を行いました。東彼杵町税条例の主な改正の説明については、以上になります。

その他、ご説明しなかった部分につきましても、ただいまの説明の関連や地方税の改正にあわせて規定の整備を行ったものになります。

また、施行日につきましては、令和5年4月1日となりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものにつきましては、記載日付が施行日となります。報告第4号については、以上でございます。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。東彼杵町国民健康保険税条例の改正につきましても、先ほどと同様で地方税法の改正に伴い改正を行ったものになります。

それでは、配布しております資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。こちらの方でご説明いたします。

一段目の第2条第3項ですが、賦課限度額について改正を行いました。高齢化などによる医療給付費の増加が見込まれるなか、保険税負担の公平を図るためのもので、後期高齢者支援分を22万円に引き上げております。

次は、第23条第1項国民健康保険税の減額です。国民健康保険税については、一定の基準所得を下回る方には、国民健康保険税の均等割及び平等割を減額する制度がございます。5割及び2割減額を行う基準について、表のとおり見直しが図られ、より広く軽減が受けられるよう改正を行っております。東彼杵町国民健康保険税条例の主な改正の説明については、以上になります。

その他、ご説明しなかった部分につきましては、地方税の改正にあわせて規定の整備を行ったものになります。

最後に条例の施行日ですが、令和5年4月1日となります。報告第5号については以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、2件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第4号、報告第5号を終わります。

**日程第11 報告第6号 専決処分に関する報告について
(令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号))**

○議長（浪瀬真吾君）

日程第11、報告第6号専決処分に関する報告について（令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第6号専決処分に関する報告でございます。令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4357万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億500万円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なもの、基金積立として庁舎整備に1億5000万円、下水道事業に7000万円などでございます。

歳入の主なもの、地方消費税交付金1490万7000円、地方交付税1億2898万4000円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして報告第6号についてご説明いたします。

令和4年度の一般会計補正予算第10号は、3月の町議会定例会後において歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて予算の補正を行っております。

それでは、33ページ、3番歳出からご説明いたします。

歳出の方は、35ページに移っていただいて、2款1項5目財産管理費24節積立金は、決算余剰金から過疎地域持続的発展特別事業、申し訳ありません、このあと基金という文字が抜けておりました。基金と加筆していただきますようお願いいたします。過疎地域持続的発展特別事業基金や庁舎整備基金への積立金を追加しており、節全体で1億6823万6000円を追加いたしました。

36ページをお願いします。2款1項6目財政調整基金費24節積立金は、こちらも決算余剰金から減債基金へ積立金を追加しており、節全体では1960万円追加いたしました。

49ページをお願いします。6款2項1目林業総務費24節積立金は、余剰金から森林環境譲与税

基金へ119万3000円積立を行っています。

55ページをお願いいたします。8款5項2目公共下水道費24節積立金は、決算余剰金から下水道事業基金へ7000万円の積立を行いました。

58ページをお願いします。10款1項2目事務局費24節積立金は、こちらも教育文化施設整備基金へ積立を行い、節全体では1958万円追加となっております。

歳出に関しましては以上ですが、今説明したものの他は、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。また、括弧して財源更正と書かれたものにつきましては、国県の補助の変更等により該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして10ページをご覧ください。このページ以降は歳入になりますが、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものになります。説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正は、3月定例会時にご説明させていただいたものになります。農業資材価格高騰対策緊急支援事業は、農業機器への助成になりますけれども、いちご機器については昨今の部品不足により3月末までの完了が難しくなり、また県の予算繰越決定が3月の町議会定例会後となったことから、繰越明許の設定につきましては専決処分をさせていただきました。

7ページは、第3表の地方債補正になります。こちら起債の目的にあります6事業について実績にあわせ地方債の補正を行っています。

戻っていただいて、1ページから5ページの第1表は、歳入歳出補正の積み上げになります。合計では1億4357万3000円を減額し、本年度の最終予算額は63億500万円となりました。対前年度比では2億8100万円の減、パーセントで4.3%減となっております。報告第6号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第6号を終わります。

- | | | |
|-------|-------|----------------------------------------------------|
| 日程第12 | 報告第7号 | 専決処分に関する報告について
(令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第13 | 報告第8号 | 専決処分に関する報告について
(令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第14 | 報告第9号 | 専決処分に関する報告について
(令和4年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)) |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第12、報告第7号専決処分に関する報告について(令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))、日程第13、報告第8号専決処分に関する報告について(令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))、日程第14、報告第9号専決処分に関する報告について(令和4年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))、以上3件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第7号専決処分に関する報告、令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1583万1000円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億5832万9000円とするものでございます。

歳出の主なものは、支払実績による減額と保険給付費1億918万円の減額。

歳入の主なものは、県支出金1億1073万円の減額などでございます。

次に、報告第8号、令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ4028万2000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億2200万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出では、実績による保険給付費3009万5000円の減額などでございます。

歳入では、保険料1763万9000円の減額などでございます。

次に、報告第9号、令和4年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万6000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億2415万9000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金43万6000円の追加など。

歳入では、前年度繰越金164万8000円の追加などでございます。以上3件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重にご審議いただきよろしくご決定をいただきますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わりまして報告第7号、令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。歳出からご説明いたしますが、総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものを説明いたします。

10ページをお願いします。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、負担金を、実績見込みに合わせまして8200万円を減額しております。

続きまして、11ページをお願いします。2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、負担金を2400万円減額しております。

14ページをお願いします。5款1項2目疾病予防費につきましては、人間ドック受診費用の実績により200万円を減額しております。

15ページをお願いします。5款2項1目特定健康診査等事業費の12節委託料で1,100名見込み分に対し、857名分の実績に合わせまして435万1000円の減額としています。

それでは、5ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたしますが、歳出と同様に総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものを説明いたします。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金です。実績に合わせまして 1 億 1073 万円を減額しております。

7 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目基金繰入金です。財政調整基金を繰り入れる必要がなくなったため、1500 万円減額しております。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。報告第 7 号につきましては以上です。

続きまして、報告第 8 号、令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明いたします。

13 ページをお開きください。歳出からご説明いたしますが、先ほどと同じく総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものをご説明いたします。

13 ページの 1 款 3 項 2 目認定調査等費では、介護認定調査出務実績に合わせた会計年度任用職員の報酬を減額しています。

14 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、負担金を実績見込みに合わせて 1145 万 5000 円を減額しております。

2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費につきましても、同様に 1527 万 9000 円を減額しております。

17 ページをお願いします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきましては、職員の休職による給料及び諸手当の減額を行っております。

歳出に関しましては、今説明したものの他は、事務、事業の実績をもとに精査し、減額整理を行ったものになります。

続きまして、歳入をご説明いたします。歳出と同様に総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものをご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出の減額による減額及び滞納繰越分の収納実績による追加計上を行っております。

6 ページをご覧ください。3 款 1 項国庫負担金、続きまして 7 ページの 3 款 2 項国庫補助金、また 8 ページの 4 款 1 項支払基金交付金、9 ページの 5 款 1 項県負担金、10 ページの 5 款 3 項県補助金、11 ページ 7 款 1 項一般会計繰入金につきまして、歳出の減額に合わせて、歳入の減額を行っております。

12 ページの 8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 927 万 4000 円を追加計上しております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。

引き続き、報告第 9 号、令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。資料の 11 ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、人間ドックの受診実績によりまして 40 万円を減額しています。

12 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、保険料の納付実績に合せまして、43 万 6000 円を追加計上しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては、納付実績により増減を行っております。

6 ページをお願いします。2 款 1 項 2 目督促手数料につきましては、納付実績により追加計上しております。

7 ページをお願いします。3 款 1 項県補助金 1 目事業費補助金につきましては、交付元が広域連合であるため、15 万円を減額し、飛びますが 10 ページ、7 款 5 項 4 目雑入に計上しております。

8 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、人間ドック受診者の減にあわせて 40 万円を減額しております。

最後に 9 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、昨年度決算から繰越額 164 万 8000 円を追加計上しております。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明は省略いたします。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、3 件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 7 号、報告第 8 号、報告第 9 号を終わります。

日程第 15 報告第 10 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))

日程第 16 報告第 11 号 専決処分に関する報告について
(令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 15、報告第 10 号専決処分に関する報告について(令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))、日程第 16、報告第 11 号専決処分に関する報告について(令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 10 号専決処分に関する報告、令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)でございます。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1060 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4232 万 5000 円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需要費 790 万円の減額など。歳入では、歳出の実績減額額に伴う一般会計繰入金 1060 万円の減額でございます。

次に、報告第 11 号、令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ 330 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1232 万 5000 円と

するものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需用費 230 万円の減額など。歳入では、歳出の実績減額に伴う一般会計繰入金 330 万円の減額でございます。以上 2 件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしく願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

報告第 10 号、令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

大変申し訳ありません、議案書のページ番号なんですけれど、ホッチキス留めの方にページ番号が付けております。大変見にくくなっております。申し訳ありません。偶数のページが上の方、奇数のページが下の方ということで付いておりますのでご覧いただければと思います。

まず、6 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 2 項 1 目排水費 10 節需用費につきまして、修繕費につきましては、当初に予定いたしておりました西部クリーンセンターの汚泥引き抜きポンプの修繕を実施いたしておりますけれど、それ以外につきましては、処理場、マンホールポンプ場、それぞれで突発的に発生した故障などに対応する予算として計上いたしておりましたけれど、実績がございませんでしたので消耗品費と合わせまして 790 万円を減額いたしております。12 節、14 節、委託料、工事請負費につきましても実績に合わせてそれぞれ減額をいたしまして、排水費全体で 1060 万円の減額となっております。

5 ページをお願いいたします。歳入につきまして一般会計繰入金を歳出の減額と同額の 1060 万円減額いたしております。

1 ページ、2 ページの第 1 表並びに 3 ページ、4 ページの事項明細につきましては、先ほどの説明の積み上げになりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、報告第 11 号、令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

こちらページ番号がホッチキス留めの方になっております。大変申し訳ありませんが、奇数のページがページの下側、偶数のページがページの上側ということでしておりますので、よろしく願いいたします。

6 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 2 項 1 目排水費の 10 節需用費におきまして、修繕費につきましては、農業集落排水事業と同じように案分で支出をしておりますけれど、西部クリーンセンターの汚泥引き抜きポンプの修繕費を執行しております。それ以外につきましては、処理場、マンホールポンプ場の突発的な事故に対応する予算として計上しておりましたが、実績がございませんでしたので、230 万円を減額いたしております。12 節委託料、14 節工事請負費につきましても実績に合わせて、それぞれ委託料が 80 万円、工事請負費 20 万円を減額し、排水費全体で 330 万円の減額となっております。

5 ページをお願いいたします。歳入につきまして一般会計繰入金を歳出の減額と同額の 330 万円を減額いたしております。

1 ページ、2 ページの第 1 表並びに 3 ページ、4 ページの事項別明細につきましては、先ほどの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第 10 号及び報告第 11 号の説明を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、2 件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 10 号、報告第 11 号を終わります。

日程第 17 報告第 12 号 繰越明許費に関する報告について(令和 4 年度東彼杵町一般会計)

日程第 18 報告第 13 号 事故繰越しに関する報告について(令和 4 年度東彼杵町一般会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 17、報告第 12 号繰越明許費に関する報告について(令和 4 年度東彼杵町一般会計)、日程第 18、報告第 13 号事故繰越しに関する報告について(令和 4 年度東彼杵町一般会計)、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 12 号繰越明許費に関する報告、令和 4 年度東彼杵町一般会計。次に、報告第 13 号事故繰越しに関する報告、令和 4 年度東彼杵町一般会計、以上 2 件の詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第 12 号についてご説明いたします。

次のページを開いていただいて、令和 4 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

こちらの表にあげております合計で 27 事業について、3 月末で完了しなかったため繰越いたしました。2 ページの表の一番下になりますけれども実際に繰り越しました翌年度繰越額は、合計で 4 億 3168 万 9000 円となります。

1 ページの表に戻っていただいて、それぞれの事業の進捗率、パーセントと完了予定について述べさせていただきます。

1 行目から、事業名は、庁舎屋上受電設備改修事業、進捗率は 90%、完了予定は令和 5 年 6 月末でございます。続けて申し上げます。戸籍情報システム構築事業、進捗率 80%、完了予定 6 月末。長崎県議会議員選挙費とその下、東彼杵町長町議会議員選挙費は、100%、完了済みです。児童福祉施設費、80%、7 月末。出産・子育て応援事業、100%、完了済み。農業資材価格高騰対策緊急支援事業、60%、10 月末。東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金、100%、完了済み。東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金、50%、9 月末。県営自然災害防止事業負担金、30%、12 月末。道路橋梁維持事業、0%、翌年 3 月末。道路橋梁維持・改良事業、50%、9 月末。町民グラウンド線排水路整備事業、90%、6 月末。県道改良事業負担金、30%、8 月末。大野原

高原線道路改良事業、10%、翌年3月末。中尾本線道路改良事業、0%、翌年3月末。

2ページに移ります。河川管理費、100%、完了済み。河川改良費、50%、10月末。レクリエーション施設建設工事、80%、6月末。公共下水道事業会計負担金、40%、9月末。やすらぎの里公園木柵取替工事、100%、完了済み。駄地団地建替事業、10%、翌年2月末。新白井川団地室内改修事業、50%、8月末。深澤道路改良事業、0%、翌年3月末。新港グラウンド駐車場拡張工事、10%、7月末。町民プール管理棟防水・補修工事、100%、完了済み。公共土木施設過年災害復旧事業（河川）、30%、8月末。報告第12号については、以上でございます。

続きまして、報告第13号についてご説明します。

開いていただいて、令和4年度東彼杵町一般会計事故繰越し繰越し計算書をご覧ください。表にあります現年発生災害復旧工事について、事故繰越しいたしました。繰越し金額は1558万8000円でございます。進捗状況については、進捗率は100%、完了済みでございます。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、2件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第12号、報告第13号を終わります。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第19 | 報告第14号 | 予算繰越しに関する報告について
(令和4年度東彼杵町水道事業会計) |
| 日程第20 | 報告第15号 | 予算繰越しに関する報告について
(令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計) |
| 日程第21 | 報告第16号 | 繰越明許費に関する報告について
(令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計) |
| 日程第22 | 報告第17号 | 繰越明許費に関する報告について
(令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計) |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第19、報告第14号予算繰越しに関する報告について(令和4年度東彼杵町水道事業会計)、日程第20、報告第15号予算繰越しに関する報告について(令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計)、日程第21、報告第16号繰越明許費に関する報告について(令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計)、日程第22、報告第17号繰越明許費に関する報告について(令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計)、以上4件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第14号予算繰越しに関する報告、令和4年度東彼杵町水道事業会計。次に、報告第15号予算繰越しに関する報告、令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計。次に、報告第16号繰越明許費に関する報告、令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計。次に、報告第17号繰越明許費に関する報告、令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計、以上4件の詳細につきまして、水道

課長に説明させます。よろしくお願ひいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

報告第 14 号、令和 4 年度東彼杵町水道事業会計の繰越額の使用に関する計画につきまして説明いたします。

2 枚目の繰越計算書をお願いいたします。

営業費用の総係費の委託費につきまして、令和 5 年 10 月 1 日から始まりますインボイス制度に対する企業会計システムの改修につきまして業務を委託しております。令和 4 年度中に委託契約を締結いたしておりますけれども、年度内の業務完了が困難となりましたので、委託費の 64 万 1000 円を令和 5 年度に繰越しを行うものです。

進捗としましては、システム改修につきましては、公共下水道事業会計も併せて進めておりました、それぞれ委託費の 2 分の 1 を按分いたしております。

インボイス制度に対応したシステムの改修と併せまして検針票及び納付書等の書式の変更等も並行して進めております。検針票の改訂版につきましては、既に印刷の発注の段階までいっておりますけれども、納付書の書式並びにシステム改修につきましては、並行して業務を進めております。

進捗率としましては、現在 70%。今後につきましては、10 月 1 日からの制度開始までの間にシステムの試行・稼働状況の確認などを行う予定にいたしております。直前までそれらの確認作業が必要と思われるので、委託業務につきましては、9 月 30 日まで業務委託期間をとっております。

なお、税務署への適格請求書発行事業者へとしての登録は既に完了しております。

次に、報告第 15 号、令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。

2 枚目の繰越計算書をお願いいたします。表が上段と下段と 2 つ付けております。上段の表につきましては、先ほどの報告第 14 号水道事業会計と内容は同じでありますので、説明は省略させていただきます。

下の表につきましては、公共下水道の建設改良費につきまして令和 4 年度にマンホールポンプ場の改築更新事業の一環としまして実施設計業務を実施いたしておりますけれども、入札その他の要因で余剰金が発生いたしております。補助金を活用しての事業実施ということもありまして、余剰金の用途につきまして長崎県とも協議を行った結果、令和 5 年度に予定いたしておりますマンホールポンプ場の改築更新工事の一部を前倒しして実施することに決定いたしましたので。ただし、発注が令和 4 年度までとなったことから年度内の完了が困難となり、工事費の 259 万 8000 円を令和 5 年度に繰り越す計画にいたしております。

工事概要としましては、マンホールポンプ場の 2 か所の電気設備についての更新を行うものであります。進捗につきましては、80%。6 月末完了の予定です。

次に、報告第 16 号、令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計繰越明許費に関して説明いたします。

2 枚目の繰越計算書で説明をいたします。

2 款 1 項 1 目、建設費の委託費につきまして農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の地方公営企業法適用に係る移行事務について支援業務を委託しております。関係例規の改定業務を追加をしたこと等の要因により、業務料が増加いたし、年度内の完了が見込めないため令和 5 年度に委託費の 451 万円を繰り越すものです。

進捗につきましては、先に業務を委託しておりましたシステムの改修と例規改定併せて並行して作業を進めております。現時の進捗率は 50%。完了につきましては、令和 5 年度末の見込みといたしております。

次に、報告第 17 号、令和 4 年度漁業集落排水事業特別会計繰越明許費に関して説明いたします。

2 枚目の繰越明許費計算書で説明いたします。内容につきましては、先ほど説明しました報告第 16 号の農業集落排水事業と同じでございます。令和 5 年度中の地方公営企業法適用に係る支援業務費、委託費の繰越しということになります。

業務委託費を農業集落排水事業とそれぞれ 2 分の 1 で按分いたしており、委託費の 451 万円を繰り越す予定にいたしております。

進捗は先ほど説明いたしたとおりでございます。以上で、報告第 14 号から報告第 17 号までの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、4 件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 56 分）

再 開（午後 01 時 10 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 23 議案第 36 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 23、議案第 36 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 36 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 7550 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 9561 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なもの、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金や中山ため池浚渫工事など 1 億 3669 万 2000 円、道路橋梁改良工事や西部線測量設計業務委託料など 8831 万 7000 円でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金 2294 万 1000 円、県支出金 3200 万 9000 円、町債 1 億 9160 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 36 号についてご説明いたします。

それでは 14 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費 8 節旅費は、議員さんの東京彼杵会出席及び研修旅費として 131 万 9000 円追加いたしました。

15 ページになります。2 款 1 項 1 目一般管理費 1 節報酬は、3 月議会において報酬改定を行いましたので不足分を追加いたしました。このページ以下の報酬分についても同様に追加計上しております。

続いて、2 目文書管理費 12 節委託料において広報ひがしそのぎ特集記事作成委託料 97 万 1000 円を追加いたしました。東彼杵町において魅力ある人を特集した記事の作成を依頼し広報誌において毎月掲載いたします。

5 目財産管理費 12 節委託料では、新庁舎整備に係る基本計画を策定するための費用を追加いたしました。また、分収林の材積調査を行うための費用も追加しており、合わせて 1503 万 1000 円を追加しております。その下、14 節工事請負費の老朽建築物解体工事は、蔵本に町所有の家屋がごございますが、老朽化により危険性があるため解体工事費用を追加いたしました。

7 目企画費の 8 節旅費 90 万 9000 円、13 節使用料及び賃借料 18 万 2000 円、次のページの 18 節負担金補助及び交付金 11 万円は、行政視察研修費用を追加いたしました。DX 推進のため、先進自治体である北海道北見市と東川町に副町長他 10 名で視察研修に参ります。

16 ページ、2 款 1 項 9 目電子計算費の 11 節役務費と 14 節工事請負費は、電算室の入退出を管理する装置の故障により新たな機器を設置する工事を予定しておりましたが、大掛かりな工事が不要で高機能な機器の導入が可能となったため、14 節に予算化していた工事費用 158 万 5000 円を皆減し、11 節に改めて設置費用 26 万 9000 円を追加計上いたしました。真ん中、12 節委託料の庁内 DX 化コンサルティング業務委託料は、業務効率化ツール kimtone を活用し庁内 DX 推進が図れるよう支援業務を委託する費用を計上しています。その他保守料も併せて計 283 万 8000 円を追加いたしました。

10 目地域づくり推進事業費 12 節委託料の地域おこし協力隊採用支援業務委託料は、当初予算でも計上しておりましたが新たに 1 名の追加募集を考えており 100 万円追加いたしました。なお、こちらは特別交付税で措置されることとなっております。その下、18 節負担金補助及び交付金は、過疎債ソフト分を活用した事業になりますが、若年層遠距離通勤応援金は、前年度実績から交付見込み額を修正し 2060 万円減額いたしました。

また、新たに通学費助成金 1230 万円を追加いたしました。高校生や大学生等の通学費用を半額助成いたします。

12 目公共交通事業費 12 節委託料では、デマンド交通の実証事業を実施するため委託費用 780 万円を追加いたしました。なお、年度をまたぎ実証を行うため債務負担行為も計上しております。

飛びまして 20 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護保険事業特別会計の補正予算の財源として 79 万 7000 円を繰り出すこととしております。

7 目住民税非課税世帯等特別給付金事業の 22 節償還金利子及び割引料は、令和 4 年度に実施した住民税非課税世帯等給付金など実績による精算を行い国費を返還するため 223 万 8000 円を追加しています。

21 ページになります。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料の電算システム改修委託料は、子どもに対する福祉医療費の現物給付化、また、県が医療費助成を高校生世代にも拡大したことに対し対応の必要があるためシステムの改修費用を計上いたしました。同じく 12 節の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、6 年度まで 2 か年契約で令和 7 年度から 5 年間の子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。システム改修と合わせまして節全体では 719 万 7000 円を追加いたしました。その下、18 節負担金補助及び交付金の嬉野市放課後児童健全育成事業前年度負担金は、大野原小学校に通う児童の学童利用負担金について実績に基づき支払う必要がありますので、70 万 1000 円追加いたしました。その他追加分も合わせて節全体で 114 万 1000 円追加しております。

2 目児童運営費 12 節委託料になります。申し訳ありませんが、ここの説明に誤りがあり未就学園児となっていますが未就園児が正となります。学という字を消していただきますようお願いいたします。

未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託料は、子育て支援策として認定こども園に通っていない未就園児を週に 1、2 回定期的に園で預かる事業になり、598 万 1000 円追加しております。

これは国のモデル事業として指定を受けており、10 分の 9 が国の負担となっています。その下、18 節負担金補助及び交付金の保育対策総合支援事業補助金は、認定こども園の通園バスへ置き去り防止の安全装置を設置することに対し補助を行います。80 万円を追加いたしました。

22 ページをお願いいたします。4 款 1 項 3 目環境衛生費 14 節工事請負費は、上杉墓地の進入路法面が危険な状態になっているため保護工事費用を追加いたしました。その下、18 節負担金補助及び交付金は、水道料減免などの財源として水道事業会計へ繰り入れるため 4230 万円追加しています。

次は、24 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費 12 節委託料の解体工事設計業務委託料では、旧千綿女子高等学園解体のため設計業務費用を計上しました。その他保守業務費用も計上し、節全体では 2811 万 2000 円追加いたしました。その下、18 節負担金補助及び交付金の農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金では 2998 万 8000 円を追加いたしました。燃油や肥料の価格高騰の長期化に備えるため、燃油や肥料の使用量を低減するような農業機器導入に対し 2 分の 1 補助を行います。

25 ページになります。6 款 1 項 4 目土地改良事業費 14 節工事請負費では、老朽化した大音琴農村公園トイレの改修工事や大音琴地区の流末水路整備工事、また中山ため池の浚渫工事を計画しており、工事費用を合わせて 7335 万 6000 円追加いたしました。

7 目広域農道維持費 14 節工事請負費では、広域農道の防草対策が必要な箇所に対し対策工事を

行う費用を計上しております。

27 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費 11 節役務費の車体ラッピング製作費と 12 節委託料の移動販売車によるそのぎ茶 PR 事前実証事業委託料は、大学生の連携事業として九州大学から政策提案があった移動販売車を用いたそのぎ茶 PR の実証事業を行います。CHANOKO 号を借り受けラッピングし、各地でそのぎ茶の提供や販売など PR 事業を行います。

また、12 節の新幹線開業ビジネスプランコンテストは、地域づくりに資するような事業アイデアを募集し実施を目指すためコンテスト開催費用を計上しています。合わせて 11 節では 22 万円、12 節では 275 万円を追加いたしました。

3 目観光費 12 節委託料の国際観光交流推進事業委託料は、お茶の淹れ方レクチャーなどを通じて町民と県内外国人との交流促進を図る事業を計画しており 103 万円を追加いたしました。この事業は市町村振興協会から国際交流支援として 5 分の 4 が助成されます。その下、14 節工事請負費は、岩屋登山口看板など設置や改修の費用を計上しており、合わせて 110 万 2000 円を追加いたしました。

4 目道の駅管理費 14 節工事請負費は、道の駅の砂利部分の駐車場について舗装工事を行います。また案内看板の補修費用も計上しており、合計して 3962 万 1000 円を追加いたしました。

28 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料は、西部線拡幅工事や金谷地区町道のハンプ設置工事の測量設計費用などを計上しており、合わせて 2500 万円追加いたしました。その下、14 節工事請負費は、町道必要箇所に対し改良工事や交通安全対策工事などを行うため、合わせて 3850 万円を追加しております。

3 目社会資本整備交付金事業費の 12 節委託料と 14 節工事請負費は、こちらは大野原高原線の工事になりますが、工事費不足分について 1300 万円の流用を行いました。

29 ページになります。8 款 3 項 1 目河川管理費 14 節工事請負費は、小音琴川の補強工事や大音琴川の根固工事を行うよう計画しており、合わせて 618 万円を追加しています。

30 ページをお願いします。8 款 4 項 1 目港湾管理費 14 節工事請負費の公園補修工事は、シーサイド公園に設置してあるベンチの補修工事を行う費用を計上しております。

31 ページになります。8 款 5 項 1 目都市計画総務費 12 節委託料は、都市計画マスタープランの改定を行うため計上いたしました。次年度まで 2 か年かけて策定する予定です。

2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、下水道管渠工事の補正予算の財源として公共下水道事業会計へ繰り出す費用 1056 万円を追加しました。

3 目公園費 12 節委託料は、やすらぎの里公園の遊具利用者も使いやすいようなトイレ設置を計画しており設計業務費用を計上いたしました。遊具からもみの木荘方面へ橋を渡った先の箇所にトイレを設置をする予定です。その下、14 節工事請負費は、老朽化した音琴緑地広場の手すりを交換する費用や、やすらぎの里駐車場の区画線を引き直す費用を計上しており、合わせて 81 万 9000 円を追加いたしました。

次は 33 ページをお願いいたします。9 款 1 項 2 目非常備消防費の 7 節報償費から 18 節負担金補助及び交付金までは、消防団員に関係した条例改正に併せて報償費など増額しており、目全体で合わせて 293 万 7000 円追加しております。

3 目消防施設費 11 節役務費の普通積載車における収納箇所新設改造費は、消防普通積載車について収納量改善を求められていることから改造費用を計上いたしました。

5 目災害対策費 18 節負担金補助及び交付金のがけ地災害対策費補助金として 200 万円を追加いたしました。集中豪雨などの災害防止の観点から、がけ地の崩壊対策工事を行うものに対し工事費用の一部を助成いたします。

36 ページをお願いいたします。10 款 3 項 1 目学校管理費の 1 節報酬マイナス 82 万 2000 円から 4 節共済費マイナス 16 万 9000 円までは、会計年度任用職員の配置を見直し不要額を減額いたしました。10 節需用費は、スクールバスのタイヤ交換など予定しており、需用費不足見込みから 255 万 7000 円追加しております。

37 ページになります。10 款 5 項 2 目教育センター費 17 節備品購入費は、貸出用のポータブル放送機に故障や不具合が発生しているため 3 台の購入費用を計上し 67 万 8000 円追加いたしました。歳出については以上になります。

続いて 8 ページをお願いします。2 番歳入になります。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、水道料金減免の財源として 1755 万 9000 円を地方創生臨時交付金からの収入としています。

2 目民生費国庫補助金は、未就園児の定期的な預かりモデル事業の国補助金収入 538 万 2000 円を計上いたしました。

9 ページになります。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、農業資材価格高騰対策緊急支援事業の県補助金収入など計上し、合わせて 3084 万 1000 円追加いたしました。

10 ページをお願いいたします。20 款 1 項 2 目ふるさと創生事業基金繰入金は、総合戦略など計画策定業務や道路改良工事などの財源として 2528 万 3000 円の基金繰入を行いました。

6 目下水道事業基金繰入金は、下水道工事などの財源として 1056 万円の基金繰入を行っていません。

9 目庁舎整備基金繰入金は、新庁舎整備に係る基本計画策定業務などの財源として 1320 万 4000 円の基金繰入を行いました。

10 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金は、デマンド交通実証事業の財源として 780 万円の基金繰入を行っていません。

11 ページになります。21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正予算の財源として 7853 万 6000 円を繰越金から追加いたしました。

12 ページをお願いいたします。22 款 6 項 6 目雑入は、市町村振興宝くじ交付金の一部減額などがあり、合わせまして 642 万 6000 円を減額いたしました。

13 ページになります。23 款 1 項 1 目農林水産業債 1 億 30 万円から 7 目商工債 4910 万円までは、説明欄に挙げております大音琴地区流末水路整備事業以下の財源を起債収入として計上しております。歳入については以上になります。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正です。こちらのページに挙げております 4 事項につきましては、次年度までの業務になりますので令和 6 年度に限度額までの債務負担の設定をお願いするものです。

5 ページになります。第 3 表地方債補正です。こちらは、起債の目的で挙げております 13 事業に

ついて起債することとしており限度額等について記しております。

最後になりますけれども、戻っていただいて、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、6 ページ、7 ページの事項別明細書、40 ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明は省略いたします。議案第 36 号については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから、質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

町長に 1 点お尋ねします。

今まで、演習場内にあるため池は、防衛庁の補助事業を使っていたと思うんですけど、今後は、過疎債を使われて対応されるのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは過疎ではなくて防衛省でもなくて、緊急防災事業で、起債で対応させていただくということです。なかなか、防衛省にも話をしているのですが、むこうも予算もなかなか限られておりまして。今後の計画等もあって、防衛局にも、福岡にも出かけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○——△——

了解いたしました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 36 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 24 議案第 37 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 24、議案第 37 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明をいたします。

議案第 37 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 288 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4588 万 9000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、地域支援事業費に 248 万 9000 円など。

歳入の主なものは、国庫支出金 80 万 2000 円、県支出金 39 万 7000 円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 37 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりご説明いたします。

資料の 10 ページ歳出をご覧ください。このページ以降は歳出の部分になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、地域包括支援センターの保健センターへの移転に伴いまして、固定電話料金 3 回線分及び人事異動による研修受講費合わせて 40 万円を計上しております。

11 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきましては、介護予防事業で使用する消耗品及び施設使用料 107 万 5000 円を計上するものでございます。

12 ページをお願いします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきましては、在宅医療・介護連携支援センター委託料を 31 万円追加計上するものでございます。

13 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費につきましては、地域包括支援センターの保健センター移転に伴いまして、消耗品、光熱費、施設維持管理経費、複写機賃借料、備品購入費を 110 万 4000 円計上するものでございます。

続きまして 5 ページの歳入をご覧ください。3 款 2 項 1 目地域支援介護予防事業交付金を 26 万 8000 円追加計上しております。これは歳出、介護予防事業・日常生活支援総合事業費の追加計上による国庫負担金の増額になります。

続きまして、3 款 2 項 2 目地域支援包括任意事業交付金を 53 万 4000 円追加計上しております。これは、歳出、包括的支援事業の追加計上による国庫負担金の増額になります。

続きまして 6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目地域支援事業支援交付金を 28 万 9000 円追加計上しております。これは、歳出、介護予防・日常生活支援総合事業費の追加計上による支払基金交付金負担金の増額になります。

7 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目地域支援介護予防事業交付金を 13 万 4000 円追加計上しております。これは歳出、介護予防・日常生活支援総合事業費の追加計上による県負担金の増額になります。

続けまして、5 款 3 項 2 目地域支援包括任意事業交付金を 26 万 3000 円追加計上しております。これは、歳出、包括的支援事業の追加計上による県負担金の増額になります。

8 ページをお願いします。7 款 1 項一般会計繰入金になります。2 目地域支援介護予防事業繰入金 13 万 4000 円、3 目地域支援包括任意事業繰入金 26 万 3000 円、5 目その他一般会計繰入金を 40 万円、合わせまして 79 万 7000 円を追加計上しております。これは歳出、一般管理費の追加計上による町負担分の増額となります。

9 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、介護給付費の増額分の財源とするため、繰越金を 60 万 4000 円追加計上しております。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 37 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 25 議案第 38 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 25、議案第 38 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 38 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入及び支出に 20 万 2000 円を追加し、全体の予算が収入におきまして、2 億 5511 万 6000 円、支出が 2 億 4096 万 9000 円でございます。

資本的収入に 300 万円を追加し、支出に 900 万円を追加いたしまして、全体の予算が収入におきまして 2 億 4647 万円、支出が 2 億 7950 万 5000 円でございます。

提案の理由は、収益的収入及び支出において水道料金の基本料の減免措置に伴うものであり、資本的収入は、工事負担金 300 万円を追加し、支出は道路改良に伴う水道管移設工事など 960 万円の追加計上でございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 38 号につきまして補足して説明いたします。参考資料の実施計画明細書により詳細をご説明いたします。

18 ページをお願いいたします。収益的収支につきまして収入の 1 款 1 項 1 目給水収益について新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に対する生活支援としまして、全契約の水道料金基本料の徴収月で 8 月分から令和 6 年 1 月徴収分までの 6 か月間を減免いたしますので、給水収益を 3919 万 8000 円減額といたしております。

その補填としまして関連する事務費を合わせまして 1 款 2 項 2 目負担金で、一般会計繰入金

3930 万円追加計上いたしております。水道事業収益が 10 万 2000 円の増額となり、全体で 2 億 5511 万 6000 円となります。

支出につきましては、関連事務費としまして 1 款 1 項 4 目総係費に、消耗品費及び手数料を合わせまして 10 万 2000 円を追加計上し、水道事業費用全体で 2 億 4096 万 9000 円となります。

19 ページをお願いいたします。資本的収支につきまして下段の表支出から説明いたします。

支出の 1 款 1 項 1 目建設改良費に道路改良工事に伴う水道管の移設工事費 300 万円及び施設設備の突発的な故障や漏水工事に対応するための予算としまして、その他工事費 600 万円を追加計上し、資本的支出 900 万円の増額となり、全体で 2 億 7950 万 5000 円となります。

上段の表の収入につきましては、1 款 2 項 1 目工事負担金について道路改良工事に伴う水道管の移設工事費分として一般会計繰入金 300 万円を追加計上し、資本的収入の全体で 2 億 4647 万円となります。

5 ページから 14 ページまでには、財務諸表としましてキャッシュフロー計算書、損益計算書及び貸借対照表を添付いたしております。議案 38 号の説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 38 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 26 議案第 39 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 26、議案第 39 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 39 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、資本的収入及び支出に 1056 万円を追加し、全体の予算が収入におきまして、1 億 3077 万円、支出が 1 億 9606 万円でございます。

提案の理由は、蔵本地区宅地造成に伴う下水道管敷設に要する経費であります。詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 39 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について補足して説明

いたします。

まず、表紙の裏面をお願いいたします。債務負担行為の補正をお願いいたしております。

表の上段につきまして東彼杵浄化センターの維持管理業務の委託費に係る債務負担になりますけれども、本年の10月1日からこの維持管理業務の更新を行うべく現在準備を進めておりますが、労務費と資材費等の高騰によりまして、経費の増加が見込まれております。このため当初予算でご承認をいただきました債務負担につきまして各年度それぞれで表に示す金額を追加の補正をお願いするものです。

表の下段につきましては、同じく東彼杵浄化センターの電気設備の修繕費につきまして本年度の実施を予定いたしておりますけれども、事前調査におきまして交換をいたします機械機器の納期が約十八月程度を要するということが判明いたしましたので、この修繕につきましての費用を令和6年度まで債務負担699万3000円をお願いするものでございます。

次に令和5年度予算についての補正予算について説明いたします。

16ページの実施計画明細書をお願いいたします。下段の表の資本的収支の支出から説明いたします。

1款1項1目建設事業費につきまして、蔵本地区の宅地開発地に敷設する下水道管の工事費としまして1056万円を追加いたします。資本的支出全体で1億8622万9000円となります。

上段の方、表になりますけれども、資本的収支の収入につきまして1款3項1目工事負担金に先ほどの管渠整備費に係る工事費分としまして、一般会計からの繰入金1056万円を追加しまして、資本的収入全体で1億3077万円となります。

3ページから12ページまでには、財務諸表としましてキャッシュフロー計算書、損益計算書並びに貸借対照表を添付いたしております。議案第39号の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第27 報告第18号 協定の締結に関する報告について
(令和5年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託
に関する協定)

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第27、報告第18号協定の締結に関する報告について(令和5年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 18 号協定の締結に関する報告、令和 5 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定につきましては、詳細につきまして水道課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

報告第 18 号協定の締結に関する報告について内容を説明いたします。

まず、協定の名称につきましては、令和 5 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定となります。

工事箇所につきましては、東彼杵町蔵本郷 1609 番地 23 の東彼杵浄化センター地内になります。

工事の概要ですけれど、処理場内にあります電気設備工事の更新ということになります。

本協定におきましては、公共下水道東彼杵浄化センターの更新事業の一環として実施いたしますけれど、更新工事の委託に関しまして、地方公益法人日本下水道事業団との間で協定を締結するものです。

協定締結日が令和 5 年 5 月 22 日。協定期間につきましては、機器の製作現場据付等の工事施工に相当期間を要しますので、約 2 か年を見積もっております。その結果、下水道事業団との協定期間につきましては、令和 5 年 5 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日までということに定めております。

また、下水道事業団が協定を受けて実施する業務の内容としましては、更新工事の発注、施工管理及び竣工検査までの一連の業務ということになります。

入札の方法につきましては、随意契約による方法でございます。協定金額が 9600 万円。令和 5 年度が 4500 万円。令和 6 年度の債務負担が 5100 万円ということになります。

先ほども申し上げましたように、協定の期間につきましては、更新します設備機器の工場製作から性能確認、現地据付及び試験運転、最後の完了確認まで約 2 年間に必要とすることから、協定期間は令和 6 年度末までの期間ということになります。報告第 18 号の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 18 号を終わります。

日程第 28 請願第 1 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 28、請願第 1 号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願を議題とします。

ただいま議題となっております請願第 1 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後 1 時 53 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 構 浩光

署名議員 吉永 秀俊